

## ○ 政策目標 4 - 1 : 通貨の円滑な供給及び偽造・変造の防止

政策目標の内容及び  
目標設定の考え方

財務省設置法（平成11年法律第95号）第3条第1項では「通貨に対する信頼の維持」が任務とされています。これは、通貨を通じた取引の安全の確保という国民生活に直結する重要な責務です。通貨に対する信頼を維持することを目的として、通貨の円滑な供給及び偽造・変造の防止等、通貨制度（用語集参照）の適切な運用を行います。

（注）政策目標 4 - 1 の記述において、通貨とは、日本銀行券及び貨幣をいいます（通貨の単位及び貨幣の発行等に関する法律（昭和62年法律第42号）第2条第3項）。

日本銀行券は、独立行政法人国立印刷局（以下「国立印刷局」といいます。）が製造し、日本銀行が発行します（日本銀行法第46条第1項）。

また、貨幣は、独立行政法人造幣局（以下「造幣局」といいます。）が製造し、政府（財務省）が日本銀行に交付することにより発行します（通貨の単位及び貨幣の発行等に関する法律第4条第2項、第3項）。

## 上記の「政策目標」を達成するための「施策」

政4-1-1：通貨の円滑な供給

政4-1-2：偽造通貨対策の推進

政4-1-3：国家的な記念事業としての記念貨幣の発行

政4-1-4：貨幣回収準備資金（用語集参照）の保有する地金の適正な管理

政4-1-5：通貨に対する信頼の維持・向上のための広報活動

## 関連する内閣の基本方針

該当なし

## 政策目標 4 - 1 についての評価結果

## 政策目標についての評定

S 目標達成

## 評定の理由

通貨の円滑な供給及び偽造・変造防止のため、所要の通貨を確実に供給できるよう通貨の流通状況等を勘案した製造計画を策定するとともに、通貨の偽造・変造を防止する環境整備を進めました。また、記念貨幣の着実な発行及び貨幣回収準備資金の保有する地金の適正な管理を行ったほか、通貨への関心向上のため適切な情報提供に努めました。

すべての施策が「S 目標達成」であるため、当該政策目標の評定は、上記のとおり、「S 目標達成」としました。

<b>政策の分析</b>	<p><b>(必要性・有効性・効率性等)</b></p> <p>財務省の任務である「通貨に対する信頼の維持」(財務省設置法第3条)を図る上で、通貨の円滑な供給及び偽造・変造の防止は必要です。</p> <p>通貨の流通状況等を勘案した製造計画の策定や通貨の偽造・変造の防止のための国内外の関係機関との連携強化等は、通貨に対する信頼を維持するために有効な取組と言えます。</p>
	<p><b>(令和7年度行政事業レビューとの関係)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 通貨に関する調査・研究 (予算事業 I D : 001376)</li> </ul> <p>通貨に関する調査・研究は、行政事業レビュー推進チームの所見において、「CBDCに関する調査については、将来的には制度設計の大枠の整理に資するような指標設定への可能性について検討する。また、調査結果については、引き続き、財務省HPで公開するなど省内外で有効に活用するよう努める。」とされたことを踏まえ、当該事業の実施に当たっては、我が国の検討状況に応じて、制度設計の大枠の整理に資するような指標設定への可能性について検討を行うとともに、調査結果の財務省HP上での公開を引き続き行いました。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 貨幣の製造に必要な経費 (予算事業 I D : 001377)</li> </ul> <p>貨幣の製造に必要な経費は、行政事業レビュー推進チームの所見において、「外部有識者の所見を踏まえ、引き続き、貨幣の安定した製造及び労働生産性の向上やライフサイクルコストの管理・低減を図るため、設備投資のあり方について検討し、積極的な設備投資に努めるとともに、偽造抵抗力等を確保しつつ、コスト削減に取り組む。貨幣の製造については、今後のキャッシュレス化による貨幣の流通量の減少など、社会情勢の変化による需要の変化を踏まえた上で、発行の規模や枚数の検討を行うほか、リサイクルや偽造防止の観点も含めた適切な成果目標の設定を行う。」とされたことを踏まえ、当該事業の実施に当たり、積極的な設備投資に努めるとともに、社会情勢の変化による需要の変化を踏まえた上で、市中における貨幣の流通状況等を勘案した貨幣製造計画を策定し、さらに、回収貨幣を再利用すること等により、原材料費等の要求額を縮減しました。</p>

<b>施策</b>	<b>政4-1-1 : 通貨の円滑な供給</b>
<b>取組内容</b>	<p>A 通貨の円滑な供給を図る観点から、市中における通貨の流通状況等を勘案の上、日本銀行券の製造枚数を定める日本銀行券製造計画及び貨幣の製造・発行枚数を定める貨幣製造計画の策定等を適切に行います。</p> <p>(注1) 「日本銀行券の製造枚数」 財務省ウェブサイト <a href="https://www.mof.go.jp/policy/currency/bill/lot/index.html">https://www.mof.go.jp/policy/currency/bill/lot/index.html</a></p> <p>(注2) 「貨幣の製造枚数」 財務省ウェブサイト <a href="https://www.mof.go.jp/policy/currency/coin/lot/index.html">https://www.mof.go.jp/policy/currency/coin/lot/index.html</a></p> <p>B 国民の通貨に対する信頼の維持を図るため、財務大臣を執行官として、貨幣の量目(重さ)が適正であることを公開の場で確認する製造貨幣大試験(用語集参照)を行います。</p> <p>(注) 「製造貨幣大試験」</p>

財務省ウェブサイト

<https://www.mof.go.jp/policy/currency/coin/test/index.html>

## 定性的な測定指標

[主要] 政4-1-1-B-1：通貨を円滑に供給するための製造計画の策定等の適切な実行

(目標の内容)

通貨を円滑に供給できるように製造計画の策定等を適切に行います。

(目標の設定の根拠)

通貨が様々な経済取引において、国民から信頼され、安心して使われるためには、市中における通貨の流通状況等を適切に反映した製造計画の策定等を行い、通貨を円滑に供給する必要があるためです。

## 目標の達成度

○

実績及び  
目標の達成度の  
判定理由

令和7年度に製造する通貨については、日本銀行と連携しつつ市中の流通状況や磨損の状況を適切に把握すること等を通じて、製造に必要な数量を精査しました。具体的には、市中における通貨の流通状況等を踏まえた製造計画を策定するとともに、このうち貨幣については、記念貨幣の発行の決定及び販売用貨幣の必要枚数の見直しを行い、年度途中で製造計画を改定しました。

日本銀行券及び貨幣の製造計画を、国立印刷局及び造幣局に指示し、日本銀行券及び貨幣を確実に製造させることで、通貨を円滑に供給しました。

(注) 財務省ウェブサイト

「令和7年度日本銀行券製造計画」

<https://www.mof.go.jp/policy/currency/bill/lot/2025ginnkoukenkeikaku.html>

「令和7年度貨幣製造計画」

<https://www.mof.go.jp/policy/currency/coin/lot/2025kaheikeikaku.html>

「令和7年度貨幣製造計画&lt;改定&gt;」

<https://www.mof.go.jp/policy/currency/coin/lot/2025kaheikeikaku-kaitai-2.html>

上記実績のとおり、市中における通貨の流通状況等を勘案した製造計画の策定等により、通貨を円滑に供給したため、達成度は「○」としました。

## 定性的な測定指標

政4-1-1-B-2：製造貨幣大試験の適切な実施

(目標の内容)

製造貨幣大試験を実施し、貨幣の量目が適正であることを適切に確認します。

(目標の設定の根拠)

貨幣の量目が適正であることを公開の場で適切に確認し、国民の通貨に対する信頼の維持を図るためです。

## 目標の達成度

○

<b>実績及び 目標の達成度の 判定理由</b>	<p>昨年度の製造貨幣大試験以降に製造された貨幣について、令和 7 年 11 月 10 日に第 154 次製造貨幣大試験を行い、製造貨幣大試験要領に基づき、貨幣の量目が適正であることを公開の場で適切に確認しました。</p> <p>(注) 財務省ウェブサイト 「第 154 次製造貨幣大試験の実施結果について」 <a href="https://www.mof.go.jp/policy/currency/coin/test/20251117.html">https://www.mof.go.jp/policy/currency/coin/test/20251117.html</a></p> <p>上記実績のとおり、貨幣の量目が適正であることを確認したため、達成度は「○」としました。</p>
----------------------------------	---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

<b>施策についての評定</b>	s 目標達成
<b>評定の理由</b>	<p>通貨の製造計画の策定等については、市中における通貨の流通状況等を適切に踏まえた製造計画を策定したほか、貨幣製造計画の見直し等により年度途中の状況の変化に的確に対応することで、通貨を円滑に供給しました。</p> <p>また、製造貨幣大試験の適切な実施についても、大試験を行い、貨幣の量目が適正であることを適切に確認しました。</p> <p>以上のとおり、すべての測定指標が「○」であるため、当該施策の評定は、上記のとおり、「s 目標達成」としました。</p>

<b>今回廃止した測定指標と その理由</b>	該当なし
<b>参考指標</b>	<p>○参考指標 1 「発行・製造計画の達成割合」</p> <p>○参考指標 2 「通貨の流通高」</p>

## 政 4 - 1 - 1 に係る参考情報

## 参考指標 1 : 発行・製造計画の達成割合

## ① 日本銀行券

(単位:億枚、%)

	令和 3 年度	4 年度	5 年度	6 年度	7 年度
当初計画	30.0	29.0	30.3	29.5	28.5
改定後計画(A)	30.0	29.0	30.3	29.5	28.5
実績(B)	30.0	29.0	30.3	29.5	28.5
達成割合(B/A)	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

(出所) 日本銀行公表資料を基に理財局国庫課通貨企画調整室が作成。

## ② 貨幣

	令和 3 年度	4 年度	5 年度	6 年度	7 年度
当初計画	8.2	8.1	5.9	6.0	6.0
改定後計画(A)	8.2	6.3	5.8	6.0	6.0
実績(B)	8.2	6.3	5.8	6.0	6.0
達成割合(B/A)	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

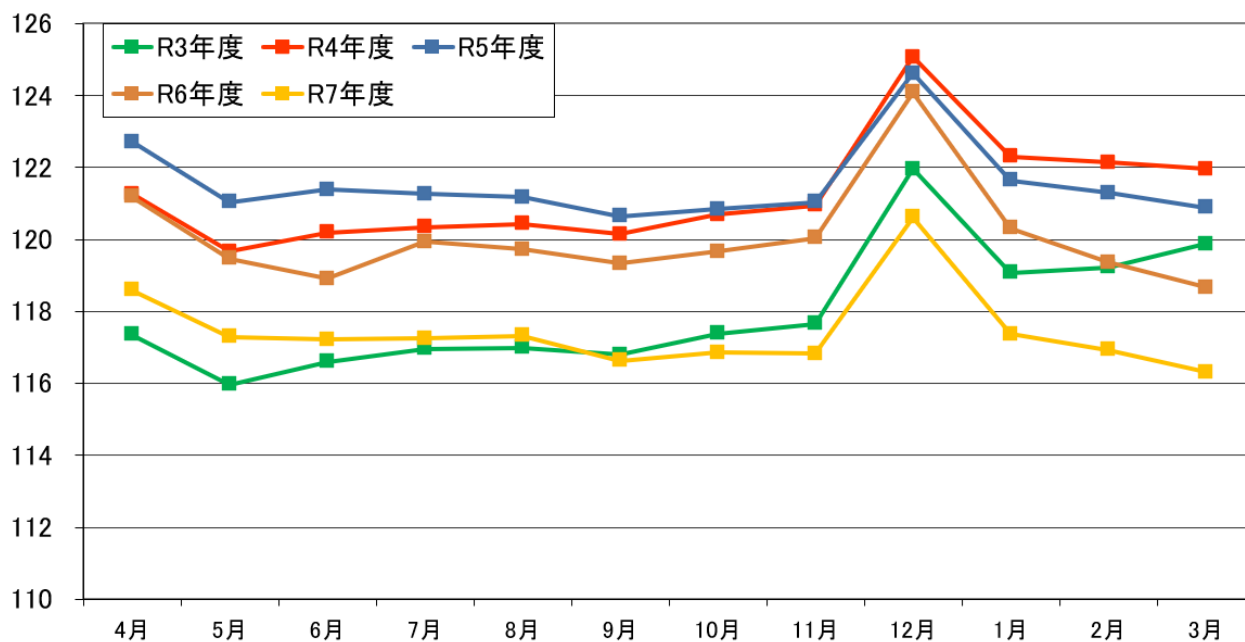
(出所) 理財局国庫課通貨企画調整室調

(注) 記念貨幣を含む枚数。

参考指標 2 : 通貨の流通高

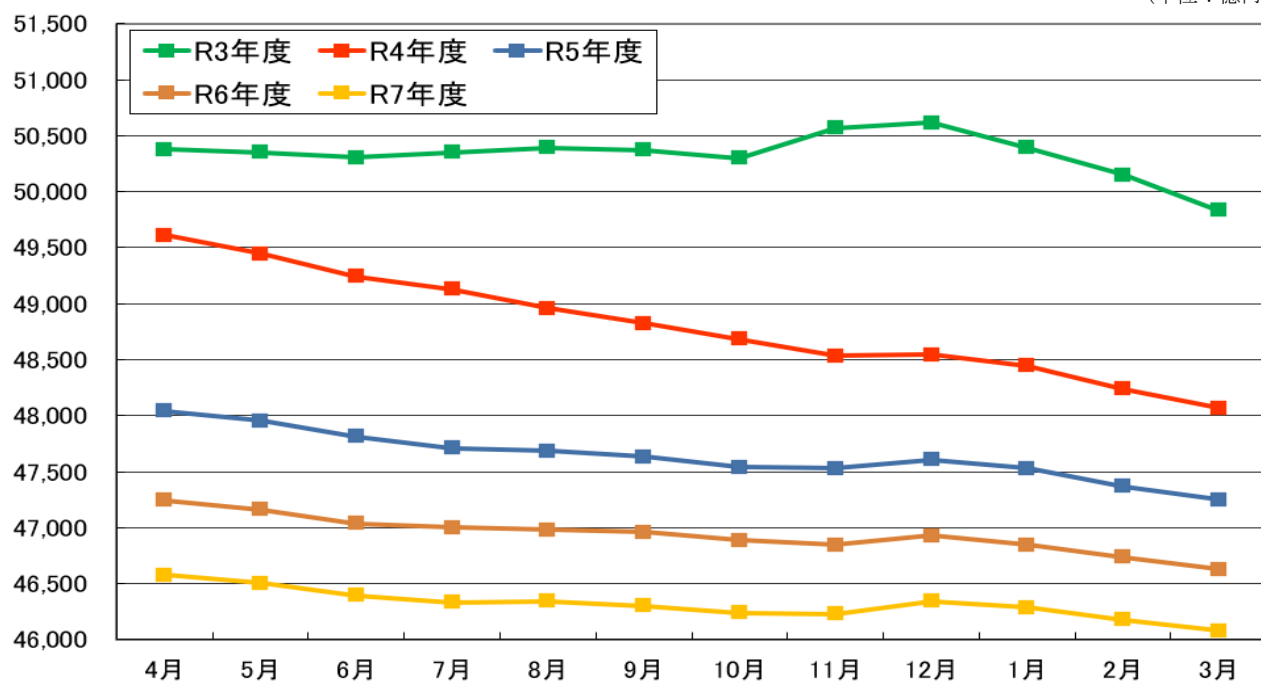
① 日本銀行券

(単位 : 兆円)



② 貨幣

(単位 : 億円)



(出所) 日本銀行公表資料を基に理財局国庫課通貨企画調整室が作成。

<b>施策</b>	政4-1-2：偽造通貨対策の推進
<b>取組内容</b>	<p>通貨の偽造・変造は、国民の通貨に対する信頼を失わせ、経済社会に深刻な影響を及ぼすおそれがあることから、引き続き国立印刷局、造幣局、日本銀行、警察当局、税関当局等と連絡を密にし、偽造・変造を防止する環境整備に努めます。</p> <p>具体的には、</p> <p>A 国内外における最近の通貨偽造発生状況を踏まえ、国内外の関係機関との意見交換・情報収集に努めます。また、当該意見交換・情報収集が円滑かつ迅速に行える体制強化に努めるほか、関係業界団体等との連携強化も図ります。</p> <p>B 財務省だけでは対応できない高度な技術的問題については、国際的な取組も含め、実際に通貨を製造している国立印刷局及び造幣局とも情報交換しながら連携して取り組みます。</p> <p>C 財務省ウェブサイトへの掲載やポスターの発行等により、通貨偽造防止等に関する広報を行います。</p>

<b>定性的な測定指標</b>	
	[主要] 政4-1-2-B-1：偽造通貨対策の適切な推進
	<p>(目標の内容)</p> <p>国内外の関係機関との連携強化を図るなど、通貨の偽造・変造の防止等通貨制度の適切な運用に万全を期します。</p>
	<p>(目標の設定の根拠)</p> <p>通貨の偽造・変造は、国民の通貨に対する信頼を失わせ、経済社会に深刻な影響を及ぼすおそれがあり、これを防止する必要があるためです。</p>

<b>目標の達成度</b>	○
<b>実績及び目標の達成度の判定理由</b>	<p>各国の通貨当局等から偽造通貨等に関する情報収集に努めるとともに、国立印刷局、造幣局、日本銀行、警察当局、税関当局や関係業界団体等との意見交換の実施等による連携強化を図りました。また、国内において偽造1万円銀貨が発見されたことを受け、当該偽造貨の特徴について金融機関等に対して情報提供を行い、注意喚起を実施しました。併せて報道発表を通じて国民に対しても広く注意喚起を行いました。さらに、貨幣のクリーン化（用語集参照）や偽造抵抗力の強い技術を採用した記念貨幣の発行などを行いました。</p> <p>これらの取組により、通貨の偽造・変造を防止する環境整備を進め、通貨制度の適切な運用に万全を期しました。</p> <p>こうした取組の結果として、令和7年度における偽造通貨の発見枚数は、日本銀行券1,383枚、五百円貨幣497枚と比較的低い水準でした（参考指標1参照）。</p> <p>上記のとおり、通貨の偽造・変造を防止する環境整備を進め、通貨制度の適切な運用に万全を期したため、達成度は「○」としました。</p>

<b>施策についての評価</b>	s 目標達成
------------------	--------

<b>評定の理由</b>	偽造通貨対策の推進については、通貨の偽造・変造を防止する環境整備を進め、通貨制度の適切な運用に万全を期しました。 以上のとおり、測定指標が「○」であるため、当該施策の評定は、上記のとおり、「s 目標達成」としました。
<b>今回廃止した測定指標とその理由</b>	該当なし
<b>参考指標</b>	○参考指標 1 「偽造通貨の発見枚数」

## 政 4 - 1 - 2 に係る参考情報

## 参考指標 1 : 偽造通貨の発見枚数

## (1) 日本銀行券

(単位: 枚)

	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度
一万円札	1,114	920	737	2,405	1,322
五千円札	14	18	19	166	22
二千円札	0	0	0	3	0
千円札	29	31	58	132	39
合計	1,157	969	814	2,706	1,383

(出所) 警察庁公表資料を基に理財局国庫課通貨企画調整室が作成。

(注) 発見枚数とは、届出等により警察が押収した枚数。

## (2) 貨幣

(単位: 枚)

	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度
五百円貨幣	1,227	795	271	250	497

(出所) 警察庁公表資料を基に理財局国庫課通貨企画調整室が作成。

(注) 発見枚数とは、届出等により警察が押収した枚数。

<b>施策</b>	政4-1-3 : 国家的な記念事業としての記念貨幣の発行
<b>取組内容</b>	<p>記念貨幣については、「通貨の単位及び貨幣の発行等に関する法律」第5条第2項において、「国家的な記念事業として閣議の決定を経て発行する」こととされています。</p> <p>「2025年日本国際博覧会記念貨幣」及び「国立公園制度100周年記念貨幣」のほか、今後新たに閣議の決定を経て発行することとなる記念貨幣がある場合は当該記念貨幣も含め、適切に発行することができるよう所要の準備を進めます。</p> <p>また、財務省ウェブサイトへの掲載、財務省公式SNSへの投稿及び関係機関との連携等により、記念貨幣に関する広報を行います。</p> <p>(注1) 「2025年日本国際博覧会記念貨幣」は、2025(令和7)年の日本国際博覧会の開催までに、3回に分けて発行することとしています。</p> <p>(注2) 「国立公園制度100周年記念貨幣」は、令和6年から、国立公園法制定から100周年となる令和13年までの間、全国の国立公園ごとの図柄により、千円銀貨幣を順次発行することとしています。</p>

<b>定性的な測定指標</b>	
<b>[主要]</b>	政4-1-3-B-1 : 記念貨幣の適切な発行
<b>(目標の内容)</b>	記念貨幣について、関係機関と連携しつつ、適切に発行します。

(目標の設定の根拠)	記念貨幣は、国家的な記念事業として閣議の決定を経て発行されるものであり、適切な発行により、通貨に対する信頼の維持を図るためです。
------------	------------------------------------------------------------------

目標の達成度	○
実績及び目標の達成度の判定理由	<p>令和 7 年度は、「2025 年日本国際博覧会記念貨幣の第三次分等」及び「国立公園制度 100 周年記念貨幣の令和 7 年度分」を発行し、造幣局を通じて販売したほか、令和 8 年度に発行する「国立公園制度 100 周年記念貨幣」、「第 20 回アジア競技大会・第 5 回アジアパラ競技大会記念貨幣」及び「昭和 100 年記念貨幣」等の発行に向けて所要の準備を進めました。</p> <p>なお、図柄等を定める政令改正にあたっては、財務省ウェブサイトへの掲載、財務省公式 SNS やポスターを活用した情報の提供を行い、記念貨幣に関する情報を周知するよう努めました。</p> <p>(注 1) 財務省ウェブサイト  「2025 年日本国際博覧会記念貨幣」  <a href="https://www.mof.go.jp/policy/currency/coin/commemorative_coin/expo_2025/index.html">https://www.mof.go.jp/policy/currency/coin/commemorative_coin/expo_2025/index.html</a>  「国立公園制度 100 周年記念貨幣」  <a href="https://www.mof.go.jp/policy/currency/coin/commemorative_coin/park_100/index.html">https://www.mof.go.jp/policy/currency/coin/commemorative_coin/park_100/index.html</a>  「第 20 回アジア競技大会・第 5 回アジアパラ競技大会記念貨幣」  <a href="https://www.mof.go.jp/policy/currency/coin/commemorative_coin/20th_asian_5th_para/index.html">https://www.mof.go.jp/policy/currency/coin/commemorative_coin/20th_asian_5th_para/index.html</a>  「昭和 100 年記念貨幣」  <a href="https://www.mof.go.jp/policy/currency/coin/commemorative_coin/showa100/index.html">https://www.mof.go.jp/policy/currency/coin/commemorative_coin/showa100/index.html</a></p> <p>上記のとおり、令和 7 年度発行分の記念貨幣については、関係機関と連携しつつ、所要の手続きを経て着実に発行し、また令和 8 年度分の準備を着実に進めたため、達成度は「○」としました。</p>

施策についての評価	s 目標達成
評価の理由	<p>国家的な記念事業としての記念貨幣の発行については、令和 7 年度発行の記念貨幣について、関係機関と連携しつつ、所要の手続きを着実に発行しました。</p> <p>以上のとおり、測定指標が「○」であるため、当該施策の評価は、上記のとおり、「s 目標達成」としました。</p>

今回廃止した測定指標とその理由	該当なし
-----------------	------

<b>参考指標</b>	○参考指標 1 「ウェブサイトへのアクセス数」 ○参考指標 2 「記念貨幣の発行貨種数及び発行枚数」
-------------	-------------------------------------------------------

## 政 4 - 1 - 3 に係る参考情報

## 参考指標 1 : ウェブサイトへのアクセス数

	令和 7 年度
報道発表件数 (①)	3
ウェブサイトへの アクセス数 (②) (注 1)	131, 893
1 件当たりの平均アクセス数 (②/①) (注 2)	43, 964

(出所) 大臣官房文書課広報室調

(注 1) 理財局国庫課通貨企画調整室の記念貨幣に関する報道発表へのアクセス件数。

(注 2) 計数は四捨五入による。

## 参考指標 2 : 記念貨幣の発行貨種数及び発行枚数

		令和 6 年度	7 年度
販売型 (注 1)	発行貨種数 (種類)	7	10
	発行枚数 (枚)	290, 000	405, 000
引換型 (注 2)	発行貨種数 (種類)	0	1
	発行枚数 (枚)	0	2, 208, 000

(出所) 理財局国庫課通貨企画調整室調

(注 1) 販売型とは、造幣局から通信販売を行う記念貨幣のことである。

(注 2) 引換型とは、全国の取扱金融機関の窓口において額面により引換えを行う記念貨幣のことである。

<b>施策</b>	政4-1-4 : 貨幣回収準備資金の保有する地金の適正な管理
<b>取組内容</b>	<p>磨損等により市中の流通に不相当となり政府が受け入れた貨幣を溶解した地金は、新たな貨幣を製造するために使用しています。ただし、資源の効率的管理の観点から、新たな貨幣の製造に使用しない地金がある場合には、「貨幣回収準備資金に関する法律」(平成14年法律第42号)第9条第2項の規定に基づき売却しています。</p> <p>必要な地金の在庫量や地金の需要動向を見極めつつ、地金の適正な管理に努めます。</p>

定量的な測定指標						
[主要] 政4-1-4-A-1 : 地金の 売払い計画及び実績 (単位 : t、%)	年度	令和 3 年度	4 年度	5 年度	6 年度	7 年度
	目標値	500.0	1, 080.0	4, 150.0	4, 100.0	2, 994.0
	実績値	494.0 (98.8)	1, 088.2 (100.8)	4, 165.9 (100.4)	4, 119.4 (100.5)	3, 010.5 (100.6)

<p>(注1) 目標値については、毎年度原則半期ごとに直近の状況を踏まえ見直しを行っています。 (出所) 理財局国庫課通貨企画調整室調</p> <p><b>(目標値の設定の根拠)</b></p> <p>磨損等により市中の流通に不相当となり政府が受け入れた貨幣を溶解した地金は、新たな貨幣を製造するために使用しています。ただし、新たな貨幣の製造に使用しない地金がある場合には、地金の需要動向も見極めつつ売却しており、地金の適正な管理を行うため、指標を設定しています。近年においては、市中から受け入れる貨幣の増加傾向も踏まえ、目標値を設定しています。</p>
-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

<b>目標の達成度</b>	○
<b>目標の達成度の判定理由</b>	<p>磨損等により市中の流通に不相当となり政府が受け入れる貨幣の数量や、新たな貨幣の製造に必要な地金の在庫量の動向を見極めながら、売払いを行いました。</p> <p>具体的には、売払計画において2,994tの売払いを目標としていたアルミニウム地金、白銅地金、青銅地金、黄銅地金、洋白地金及びニッケル青銅地金について、その後における在庫量の動向等を精査し、約3,010tを市中に売却しました。</p> <p>なお、目標値である1単位当たりの標準的な総重量と、実際に入札に付す1単位当たりの総重量には誤差が生じるため、全量を売払った場合でも必ずしも目標値と実績値は一致しません。</p> <p>上記のとおり、貨幣回収準備資金(用語集参照)の保有する地金を適正に管理したため、達成度は「○」としました。</p>

<b>施策についての評定</b>	s 目標達成
<b>評定の理由</b>	<p>新たな貨幣の製造に必要な地金の数量を確保し、新たな貨幣の製造等に使用しない地金については地金の在庫量等を見極めつつ売払いを行うなど、貨幣回収準備資金の保有する地金を適正に管理しました。</p> <p>以上のとおり、測定指標が「○」であるため、当該施策の評定は、上記のとおり、「s 目標達成」としました。</p>

<b>今回廃止した測定指標とその理由</b>	該当なし
------------------------	------

<b>施策</b>	政4-1-5：通貨に対する信頼の維持・向上のための広報活動
<b>取組内容</b>	<p>通貨は生活上も経済上も国民にとって必要不可欠な存在であり、国民の通貨への関心の高まりは、通貨に対する信頼の維持に寄与するものです。報道発表の実施等による広報活動を含めた通貨に関する適切な情報提供や寄せられた質問に対する親切丁寧かつ速やかな回答により、国民の通貨への関心の向上に努めます。</p>

<b>定性的な測定指標</b>	
	[主要] 政4-1-5-B-1：通貨に関する適切な情報の発信と質問への対応
<b>(目標の内容)</b>	<p>通貨に関する適切な情報提供や寄せられた質問に対する親切丁寧かつ速やかな回答により、国民の通貨への関心の向上に努めます。</p>

(目標の設定の根拠)	通貨は生活上も経済上も国民にとって必要不可欠な存在であり、国民の通貨に関する関心の高まりは、通貨に対する信頼の維持に寄与するためです。
------------	---------------------------------------------------------------------

目標の達成度	○
実績及び目標の達成度の判定理由	<p>通貨に関する情報については、財務省ウェブサイトへの掲載、財務省公式 SNS への投稿及びポスター等を活用した提供を行いました。</p> <p>また、寄せられた質問等（参考指標 1 参照）については速やかに回答するとともに、応接に当たっては、専門用語を避け、平易な言葉を用いつつ、インターネットが使用できる方には内容に関連する事項が記載されているウェブサイトも参照していただきながら説明するなど、丁寧な対応に努めました。</p> <p>(注) 財務省ウェブサイト 「通貨に関する報道発表の実施状況」 (令和 7 年) <a href="https://www.mof.go.jp/public_relations/whats_new/2025currency.html">https://www.mof.go.jp/public_relations/whats_new/2025currency.html</a> (令和 8 年) <a href="https://www.mof.go.jp/public_relations/whats_new/2026currency.html">https://www.mof.go.jp/public_relations/whats_new/2026currency.html</a></p> <p>上記のとおり、通貨に関する適切な情報提供に努めたため、達成度は「○」としました。</p>

施策についての評定	s 目標達成
評定の理由	<p>通貨への関心の向上のための取組については、通貨に関する適切な情報提供に努めました。</p> <p>以上のとおり、測定指標が「○」であるため、当該施策の評定は、上記のとおり、「s 目標達成」としました。</p>

今回廃止した測定指標とその理由	該当なし
参考指標	○参考指標 1 「通貨に関する質問、照会等の受付件数」

#### 政 4 - 1 - 5 に係る参考情報

#### 参考指標 1 : 通貨に関する質問、照会等の受付件数

(単位 : 件)

	令和 3 年度	4 年度	5 年度	6 年度	7 年度
質問・照会等件数	917	618	970	882	450

(出所) 理財局国庫課通貨企画調整室調

(注) 理財局国庫課通貨企画調整室にあった質問、照会の件数。

<b>評価結果の反映</b>	<p>令和 7 年度政策評価結果においては、一定の評価を得られたものの、通貨が様々な経済取引の決済等において、国民から信頼され、安心して使われるために、引き続き、令和 8 年度以降においても、通貨に対する信頼を維持することを目的として、通貨の円滑な供給及び偽造・変造の防止等、通貨制度の適切な運用に一層努めます。</p> <p>このため、通常貨幣や記念貨幣の発行のために必要な経費、通貨の偽造・変造を防止する環境整備のために必要な経費など、通貨の円滑な供給のために必要な経費の確保に努めます。</p>
----------------	------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

<b>財務省政策評価懇談会における外部有識者の意見</b>	該当なし
-------------------------------	------

<b>政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報</b>	該当なし
----------------------------------	------

<b>前年度の政策評価結果の政策への反映状況</b>	<p>令和 6 年度政策評価結果においては、一定の評価を得られたものの、通貨が様々な経済取引の決済等において、国民から信頼され、安心して使われるために、引き続き、令和 7 年度以降においても、通貨に対する信頼を維持することを目的として、通貨の円滑な供給及び偽造・変造の防止等、通貨制度の適切な運用に一層努めました。</p> <p>このため、通常貨幣や記念貨幣の発行のために必要な経費、通貨の偽造・変造を防止する環境整備のために必要な経費など、通貨の円滑な供給のために必要な経費の確保に努めました。</p>
----------------------------	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

政策目標に係る予算額等		令和 5 年度	6 年度	7 年度	8 年度	行政事業レビューに係る予算事業ID
<b>予算の状況</b>	<b>当初予算</b>	16,886,365 千円	17,300,547 千円	17,422,069 千円	17,465,835 千円	
	(項) 貨幣製造及信用秩序制度等企画立案費	16,886,365 千円	17,300,547 千円	17,422,069 千円	17,465,835 千円	
	(事項) 貨幣の製造等に 必要な経費	16,886,365 千円	17,300,547 千円	17,422,069 千円	17,465,835 千円	
	内 通貨に関する 調査・研究	7,287 千円	11,801 千円	14,015 千円	12,950 千円	001376
	内 貨幣の製造に 必要な経費	16,861,213 千円	17,272,299 千円	17,394,726 千円	17,439,110 千円	001377
	(項) 貨幣回収準備資金 へ繰入	—	—	—	—	
	(事項) 貨幣回収準備 資金へ繰入れに必要 な経費	—	—	—	—	
	<b>補正予算</b>	111,038,284 千円	79,196,503 千円	68,857,780 千円		
	<b>繰越等</b>	—	—	N. A.		
	<b>合計</b>	127,924,649 千円	96,497,050 千円	N. A.		

<b>執行額</b>	90,274,041 千円	71,092,937 千円	N. A.		
<p>(概要)</p> <p>貨幣の製造等に必要経費、貨幣回収準備資金へ繰入れに必要な経費</p> <p>(注) 令和7年度「繰越等」、「執行額」等については、令和8年11月頃に確定するため、令和8年度実績評価書に掲載予定。</p>					
<b>担当部局名</b>	理財局（国庫課通貨企画調整室）		<b>政策評価実施時期</b>	令和8年6月	

## ○ 政策目標 4 - 2 : 金融破綻処理制度の適切な整備・運用及び迅速・的確な金融危機管理

政策目標の内容及び  
目標設定の考え方

金融仲介機能を発揮するための基盤となる金融システムの安定を確保するため、信用不安の連鎖が金融機関に波及し、社会不安を招かないようにする一方、金融機関の安易な救済によって国民負担が生じないようにバランスを取ることが重要であると考えます。このような考えの下、金融庁等と連携して、金融破綻処理制度及び金融危機管理に関する企画・立案、それに伴う関連法令の制定・改廃を行うとともに、金融システムの安定性を支える預金保険機構等の監督を行います。仮に金融システムの安定に支障が生じるおそれがある場合には、金融庁等と緊密に連携して、金融システムの安定のための諸措置を実施します。

また、災害等の影響により経営環境が悪化した事業者への支援も盛り込んだ地域経済活性化支援や東日本大震災への対応も含め、株式会社地域経済活性化支援機構及び株式会社東日本大震災事業者再生支援機構の適切な監督を通じて、地域の信用秩序の基盤強化等を図ります。

## 上記の「政策目標」を達成するための「施策」

政4-2-1 : 金融システムの安定のために必要な制度の整備

政4-2-2 : 預金保険機構等の適切な監督、金融システムの安定のための諸措置の実施

## 関連する内閣の基本方針

- 「国民の安心・安全と持続的な成長に向けた総合経済対策」 (令和 6 年 11 月 22 日閣議決定)
- 「「強い経済」を実現する総合経済対策」 (令和 7 年 11 月 21 日閣議決定)
- 「経済財政運営と改革の基本方針 2024」 (令和 6 年 6 月 21 日閣議決定)
- 「経済財政運営と改革の基本方針 2025」 (令和 7 年 6 月 13 日閣議決定)
- 「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画 2024 改訂版」 (令和 6 年 6 月 21 日閣議決定)

## 政策目標 4 - 2 についての評価結果

## 政策目標についての評定

S 目標達成

## 評定の理由

金融庁等と連携しつつ、金融破綻処理制度の適切な整備・運用を行ったほか、預金保険機構等について、令和 8 年度予算の認可等を通じて適切な監督を行いました。

以上のとおり、全ての施策について評定が「s 目標達成」であるため、政策目標の評定を「S 目標達成」としました。

<b>政策の分析</b>	<p>(必要性・有効性・効率性等)</p> <p>金融システムは、資金仲介・リスク仲介機能や決済機能を担い、経済活動の基盤をなすものであることから、国民経済の発展のために、金融システムの安定の確保に取り組んでいく必要があります。</p> <p>金融機関等を巡る情勢の変化を踏まえつつ、預金保険機構等が行う資金調達について、金融破綻処理や金融危機管理等に十分対応できる規模の政府保証枠（用語集参照）の設定等を行うことは、金融破綻処理制度の適切な整備・運用及び迅速・的確な金融危機管理に有効です。</p> <p>また、金融庁等と連絡調整を密に行うことにより、事務運営を効率的に行うよう努めています。</p>
--------------	---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

<b>施策</b>	政4-2-1：金融システムの安定のために必要な制度の整備
<b>取組内容</b>	<p>金融仲介機能を発揮するための基盤となる金融システムの安定を確保するため、金融庁等と連携して金融破綻処理制度及び金融危機管理の企画・立案に必要な情報収集等を行い、必要な制度整備を行います。</p> <p>また、金融システムのセーフティネットとしての預金保険機構等における政府保証枠（用語集参照）については、金融機関の経営状況や市場の動向も踏まえつつ、金融システムの安定のために十分な水準となるよう努めます。</p>

<b>定性的な測定指標</b>	
	[主要] 政4-2-1-B-1：金融システムの安定のために必要な制度の整備
	(目標の内容)
	金融庁等と連携して金融破綻処理制度及び金融危機管理の企画・立案に関する情報収集等を行い、必要な制度整備を行います。預金保険機構等における政府保証枠について、金融機関の経営状況や市場の動向も踏まえつつ、金融システムの安定のために十分な水準となるようにします。
	(目標の設定の根拠)
	金融システムの安定を確保するためです。

<b>目標の達成度</b>	○
<b>実績及び目標の達成度の判定理由</b>	<p>金融制度のあり方に関する金融庁での議論に参画したほか、金融庁等と連携して金融機関の経営状況や市場の動向を把握しつつ、預金保険機構等における資金調達の政府保証枠が、金融システム安定のために十分な水準となっているかについて、その使用状況の確認を行うなど、引き続き金融破綻処理制度の整備・運用を行ったことから、「○」としました。</p>

<b>施策についての評価</b>	s 目標達成
------------------	--------

<b>評定の理由</b>	<p>金融制度のあり方に関する金融庁での議論に参画したほか、金融庁等と連携して金融機関の経営状況や市場の動向を把握しつつ、預金保険機構等における資金調達の政府保証枠が、金融システム安定のために十分な水準となっているかについて、その使用状況の確認を行うなど、引き続き金融破綻処理制度の整備・運用を行いました。</p> <p>以上のとおり、測定指標が「○」であるため、当該施策の評定は、上記のとおり、「s 目標達成」としました。</p>
--------------	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

<b>今回廃止した測定指標とその理由</b>	該当なし
<b>参考指標</b>	<p>○参考指標 1 「預金保険機構等に対する政府保証枠」</p> <p>○参考指標 2 「国内金融機関の自己資本比率」【再掲（総4-1：参考指標 1）】</p> <p>○参考指標 3 「国内金融機関の不良債権比率・残高」【再掲（総4-1：参考指標 2）】</p>

## 政 4 - 2 - 1 に係る参考情報

## 参考指標 1：預金保険機構等に対する政府保証枠

(単位：兆円)

		令和 4 年度	5 年度	6 年度	7 年度	8 年度
預金保険機構		72	72	72	72	72
(内訳)	一般勘定	19	19	19	19	19
	危機対応勘定	35	35	35	35	35
	金融再生勘定	3	3	3	3	3
	金融機能強化勘定	15	15	15	15	15
農水産業協同組合貯金保険機構		8.9	8.9	8.9	8.9	8.9
生命保険契約者保護機構		0.46	0.46	0.46	0.46	0.46
銀行等保有株式取得機構		20	20	20	20	—
(株) 地域経済活性化支援機構		2	3	3	3	3
(株) 東日本大震災事業者再生支援機構		0.05	0.05	0.05	0.05	0.05

(出所) 一般会計予算書を基に、大臣官房信用機構課で作成。

## 参考指標 2：国内金融機関の自己資本比率【再掲（総 4 - 1：参考指標 1）】

## 参考指標 3：国内金融機関の不良債権比率・残高【再掲（総 4 - 1：参考指標 2）】

<b>施策</b>	政4-2-2：預金保険機構等の適切な監督、金融システムの安定のための諸措置の実施
<b>取組内容</b>	<p>金融システムの安定性を支える預金保険機構等について、適切な業務運営がなされるよう、予算・資金計画の策定や借入残高の管理等について、金融庁等と連携して監督します。</p> <p>仮に金融システムの安定に支障が生じるおそれがある場合には、金融庁等と連携して、金融システムの安定を確保するための諸措置を実施します。</p> <p>預金保険機構については、既に供与した公的資金の回収が適切に行われるよう、金融庁と連携して監督するとともに、健全な財政の確保の観点も踏まえながら、金融機関による金融仲介機能が十分に発揮されるよう、国の資本参加についての判断を適切に行います。</p>

加えて、株式会社地域経済活性化支援機構については、災害等の影響により経営環境が悪化した事業者への支援を含め、地域経済の活性化を図り、これにより地域の信用秩序の基盤強化を図る観点から、内閣府と連携して適切に監督します。

また、株式会社東日本大震災事業者再生支援機構については、東日本大震災に見舞われた地域における経済活動の維持等を図る観点から、復興庁と連携して適切に監督します。

(参考) 大臣官房信用機構課所管法人

- (1) 預金保険機構 (預金保険法)
- (2) 農水産業協同組合貯金保険機構 (農水産業協同組合貯金保険法)
- (3) 生命保険契約者保護機構、損害保険契約者保護機構 (保険業法)
- (4) 日本投資者保護基金 (金融商品取引法)
- (5) 銀行等保有株式取得機構 (銀行等の株式等の保有の制限等に関する法律)
- (6) 株式会社地域経済活性化支援機構 (株式会社地域経済活性化支援機構法)
- (7) 株式会社東日本大震災事業者再生支援機構 (株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法)

### 定性的な測定指標

[主要] 政4-2-2-B-1：預金保険機構等の適切な監督

(目標の内容)

金融システムの安定性を支える預金保険機構等について、適切な業務運営がなされるよう、予算・資金計画の策定や借入残高の管理等について、金融庁等と連携して監督します。

(目標の設定の根拠)

適切な監督を通じて預金者等の保護を図り、金融システムの安定を確保するためです。

### 目標の達成度

○

### 実績及び 目標の達成度の 判定理由

預金保険機構等については、金融システムの安定性を支える組織として適切な運営がなされるとともに、国民負担が生じないよう、金融庁等と連携して、令和8年度予算・資金計画や借入の認可、保険料率変更の認可等を行いました。また、金融機関による金融仲介機能が十分に発揮されるよう、金融機能の強化のための特別措置に関する法律(平成16年法律第128号)に基づく国の資本参加の決定に同意しました。このほか、資本参加先からの返済を承認しました。

上記のとおり、預金保険機構等について、適切に監督を行ったことから、「○」としました。

### 定性的な測定指標

[主要] 政4-2-2-B-2：株式会社地域経済活性化支援機構の適切な監督

(目標の内容)

株式会社地域経済活性化支援機構について、地域金融機関等との連携により設立したファンドの活用等を通じ、地域経済の活性化に資する事業活動の支援が行われるよう、内閣府と連携して監督します。

(目標の設定の根拠)

地域における総合的な経済力の向上を通じて地域経済の活性化を図り、これにより地域の信用秩序の基盤強化を図るためです。

目標の達成度	○
実績及び目標の達成度の判定理由	<p>株式会社地域経済活性化支援機構については、地域の信用秩序の基盤強化を図る観点から、業務運営が適切に行われるよう、内閣府等と連携して、令和 8 年度予算の認可等を行いました。なお、株式会社地域経済活性化支援機構では、令和 7 年度において、地域金融機関等と連携しながら、1 件の事業再生支援決定、8 件の特定専門家派遣（用語集参照）決定、14 件の特定支援（用語集参照）決定が行われました（参考指標 6 参照）。</p> <p>上記のとおり、株式会社地域経済活性化支援機構について、適切に監督を行ったことから、「○」としました。</p>

定性的な測定指標	
【主要】 政4-2-2-B-3：株式会社東日本大震災事業者再生支援機構の適切な監督	
(目標の内容)	株式会社東日本大震災事業者再生支援機構について、過大な債務を抱える事業者の再生支援が行われるよう、復興庁と連携して監督します。
(目標の設定の根拠)	東日本大震災に見舞われた地域における経済活動の維持等を図るためです。

目標の達成度	○
実績及び目標の達成度の判定理由	<p>株式会社東日本大震災事業者再生支援機構については、被災地域における経済活動の維持等を図る観点から、業務運営が適切に行われるよう、復興庁等と連携して、令和 8 年度予算や借入の認可を行いました。なお、株式会社東日本大震災事業者再生支援機構では、令和 7 年度において、支援先の商品開発や販路開拓に向けた支援など 253 件のソリューション提供が行われました。</p> <p>上記のとおり、株式会社東日本大震災事業者再生支援機構について、適切に監督を行ったことから、「○」としました。</p>

施策についての評定	s 目標達成
評定の理由	<p>預金保険機構等について、令和 8 年度予算・資金計画や借入の認可、保険料率変更の認可等を通じて適切に監督を行うとともに、株式会社地域経済活性化支援機構や株式会社東日本大震災事業者再生支援機構についても、令和 8 年度予算の認可等を通じて適切な監督を行いました。</p> <p>以上のとおり、全ての測定指標が「○」であるため、当該施策の評定は、上記のとおり、「s 目標達成」としました。</p>

今回廃止した測定指標とその理由	該当なし
参考指標	<ul style="list-style-type: none"> <li>○参考指標 1 「預金保険機構の資金援助の件数及び額の推移」</li> <li>○参考指標 2 「預金保険機構等の借入等残高」</li> <li>○参考指標 3 「預金保険機構の資本増強額の状況」</li> </ul>

- 参考指標 4 「生命保険契約者保護機構の資金援助の件数及び額の推移」
- 参考指標 5 「銀行等保有株式取得機構の株式等買取額の推移」
- 参考指標 6 「株式会社地域経済活性化支援機構の支援決定件数等の推移」

## 政 4 - 2 - 2 に係る参考情報

## 参考指標 1 : 預金保険機構の資金援助の件数及び額の推移

(単位: 件、億円)

	令和 3 年度	4 年度	5 年度	6 年度	7 年度
資金援助の件数	0	0	0	0	0
金銭贈与	—	—	—	—	—
金銭贈与 (衡平資金援助)	—	—	—	—	—
資産買取	—	—	—	—	—

(出所) 「資金援助実績表 (年度別内訳)」 (預金保険機構)

(https://www.dic.go.jp/katsudo/page\_000882.html)

## 参考指標 2 : 預金保険機構等の借入等残高

(単位: 億円)

	令和 3 年度末	4 年度末	5 年度末	6 年度末	7 年度末
預金保険機構	15,055	10,860	7,240	3,370	3,220
(内訳)					
一般勘定	—	—	—	—	—
危機対応勘定	—	—	—	—	—
金融再生勘定	10,900	6,900	3,700	—	—
金融機能強化勘定	4,155	3,960	3,540	3,370	3,220
生命保険契約者保護機構	—	—	—	—	—
銀行等保有株式取得機構	1,800	—	—	—	—
(株) 地域経済活性化支援機構	—	—	—	—	339
(株) 東日本大震災事業者再生支援機構	146	117	98	38	16

(出所) 預金保険機構等の資料を基に、大臣官房信用機構課で作成。

(注) いずれも政府保証付借入等の残高を記載しています。

## 参考指標 3 : 預金保険機構の資本増強額の状況

(単位: 億円)

根拠法	令和 3 年度	4 年度	5 年度	6 年度	7 年度
旧金融安定化法	1,300	1,300	966	966	—
早期健全化法	1,200	1,200	1,200	200	—
預金保険法 (102条 1 項 1 号措置)	—	—	—	—	—
金融機能強化法	4,725	4,095	4,065	4,012	3,512
返済額 (年度ごと)	110	630	350	150	582

(出所) 預金保険機構の資料を基に、大臣官房信用機構課で作成。

(注) 返済額以外については、年度末の残高を記載しています。

## 参考指標 4 : 生命保険契約者保護機構の資金援助の件数及び額の推移

(単位: 件、億円)

	令和 3 年度	4 年度	5 年度	6 年度	7 年度
資金援助件数	0	0	0	0	0
資金援助額	—	—	—	—	—

(出所) 生命保険契約者保護機構の資料を基に、大臣官房信用機構課で作成。

## 参考指標 5 : 銀行等保有株式取得機構の株式等買取額の推移

(単位: 億円)

	令和 3 年度	4 年度	5 年度	6 年度	7 年度
株式等買取額	1,544	1,234	605	577	970

(出所) 銀行等保有株式取得機構の資料を基に、大臣官房信用機構課で作成。

## 参考指標 6 : 株式会社地域経済活性化支援機構の支援決定件数等の推移

	令和 3 年度	4 年度	5 年度	6 年度	7 年度
事業再生支援決定件数	2 (114)	5 (119)	3 (122)	2 (124)	1 (125)
特定専門家派遣決定件数	16 (230)	10 (240)	11 (251)	5 (256)	8 (264)
ファンド設立件数	0 (44)	0 (44)	1 (45)	0 (45)	0 (45)
特定支援決定件数	14 (158)	10 (168)	11 (179)	15 (194)	14 (208)

( ) 書は累計件数 (事業再生支援決定件数は機構改組前の28件を含む)。

(出所) 株式会社地域経済活性化支援機構の資料を基に、大臣官房信用機構課で作成。

<b>評価結果の反映</b>	<p>以下のとおり、上記の政策を引き続き実施します。</p> <p>金融システムの状況を適切に踏まえながら、金融庁等と連携して、政府保証枠の適切な設定、預金保険機構等の監督を通じた金融破綻処理制度の適切な整備・運用及び迅速・的確な金融危機管理に努めるほか、株式会社地域経済活性化支援機構や株式会社東日本大震災事業者再生支援機構の監督を通じた地域の信用秩序の基盤強化等に努めます。</p> <p>また、金融破綻処理制度の適切な整備・運用及び迅速・的確な金融危機管理による金融システムの安定の確保を目的として、引き続き、事務運営のために必要な経費の確保に努めます。</p>
<b>財務省政策評価懇談会における外部有識者の意見</b>	該当なし
<b>政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報</b>	預金保険機構等に対する政府保証枠等 預金保険機構の資金援助の件数及び額の推移 預金保険機構等の借入等残高 預金保険機構の資本増強額の状況 (残高、返済額) 生命保険契約者保護機構の資金援助の件数及び額の推移 銀行等保有株式取得機構の株式等買取額の推移 (株)地域経済活性化支援機構の支援決定件数等の推移
<b>前年度の政策評価結果の政策への反映状況</b>	<p>金融システムの状況を適切に踏まえながら、金融庁等と連携して、政府保証枠の適切な設定、預金保険機構等の監督を通じた金融破綻処理制度の適切な整備・運用に努めたほか、株式会社地域経済活性化支援機構や株式会社東日本大震災事業者再生支援機構の監督を通じた地域の信用秩序の基盤強化等に努めました。</p>

また、金融破綻処理制度の適切な整備・運用とともに、迅速・的確な金融危機管理による金融システムの安定の確保を目的として、引き続き、事務運営のために必要な経費の確保に努めました。

政策目標に係る予算額等		令和5年度	6年度	7年度	8年度	行政事業レビューに係る予算事業ID
予算の状況	当初予算	9,679千円	11,074千円	11,413千円	11,309千円	
	(項)貨幣製造及信用秩序制度等企画立案費	9,679千円	11,074千円	11,413千円	11,309千円	
	(事項)金融破綻処理制度等の企画及び立案に必要な経費	9,679千円	11,074千円	11,413千円	11,309千円	行政事業レビューの対象外
	補正予算	—	—	—		
	繰越等	—	—	N. A.		
	合計	9,679千円	11,074千円	N. A.		
執行額		8,059千円	9,299千円	N. A.		

(概要)

金融破綻処理制度の適切な整備・運用とともに、迅速・的確な金融危機管理による金融システムの安定の確保を目的とした、事務運営のために必要な経費

(注) 令和7年度「繰越等」、「執行額」等については、令和8年11月頃に確定するため、令和8年度実績評価書に掲載予定。

担当部局名	大臣官房信用機構課	政策評価実施時期	令和8年6月
-------	-----------	----------	--------